

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本町の高齢者人口は減少傾向にありますが、総人口に占める割合は上昇傾向にあり、今後は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるなど、人口構造が変化し、介護や福祉、在宅医療のニーズが増大することが見込まれます。

また、ひとり暮らし高齢者の増加、地域のつながりの希薄化、所得格差の広がりなどを背景として福祉課題は多様化・複雑化しています。

本町では、「第8期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」という。）を策定し、令和7（2025）年に向けて地域包括ケアシステムを深化・推進させ、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、住み慣れた地域で自分らしく自立していきいきと生活できるまちづくりを進めてきました。

国においては、地域社会全体のあり方として、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現がめざされています。

また、近年の自然災害発生の増加や沈静化しつつある新型コロナウイルス感染症等を踏まえた柔軟な対応とともに、これらの備えへの重要性が高まっています。

この度、第8期計画の施策の実施状況を評価し、国や県の動向、各種調査、地域の課題を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの構築を進めるため、加えて現役世代の人口が急減する令和22年を念頭に置き、「第9期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、「第9期計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の位置付け

### (1) 法令等の根拠

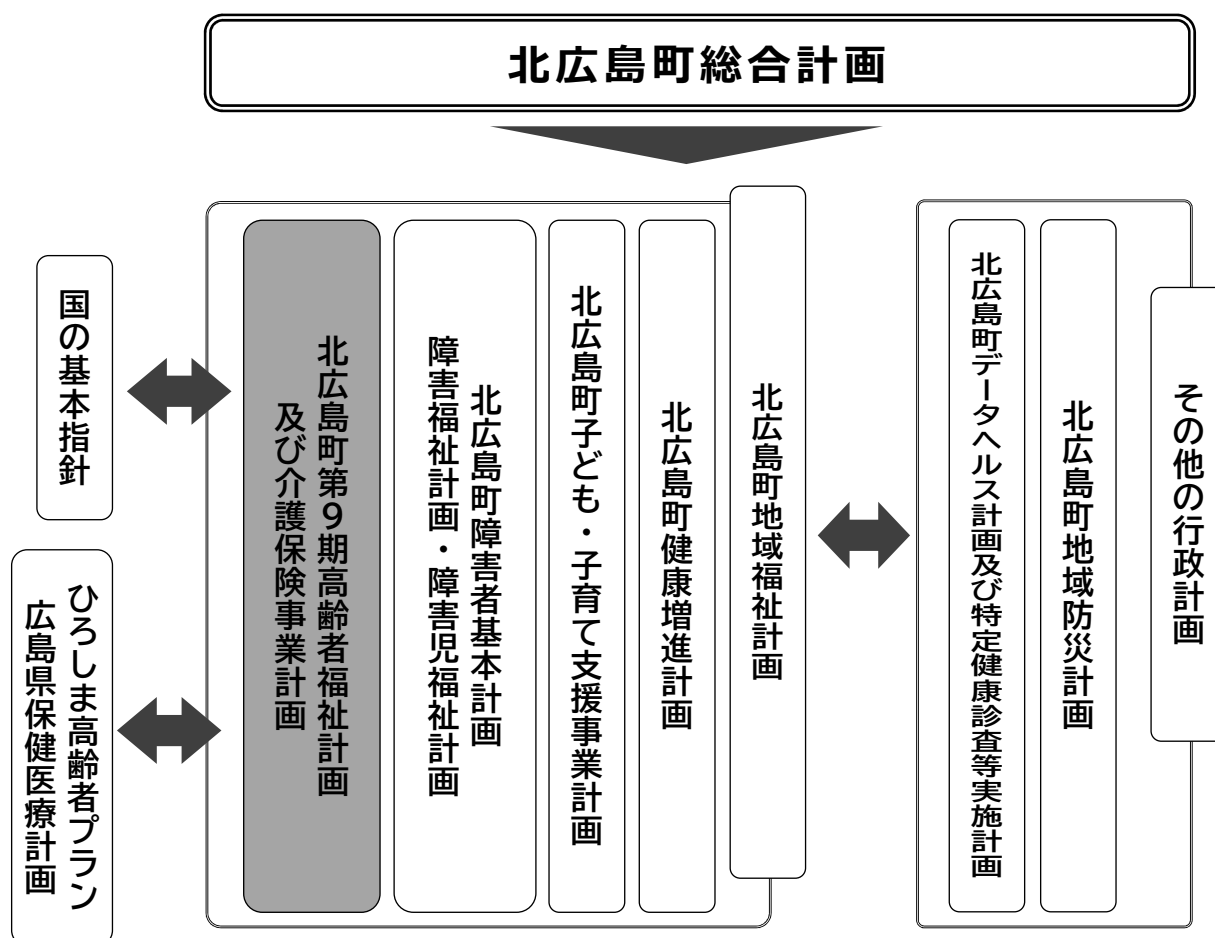
本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定しました。

## (2) 関連計画との整合

上位計画である「第2次北広島町長期総合計画【改訂版】」「北広島町地域福祉計画」、関連計画である「北広島町健康増進計画（第3次計画）」、「北広島町第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」、「第3期北広島町障害者福祉計画・第7期北広島町障害福祉計画」等との整合性を図り策定しました。

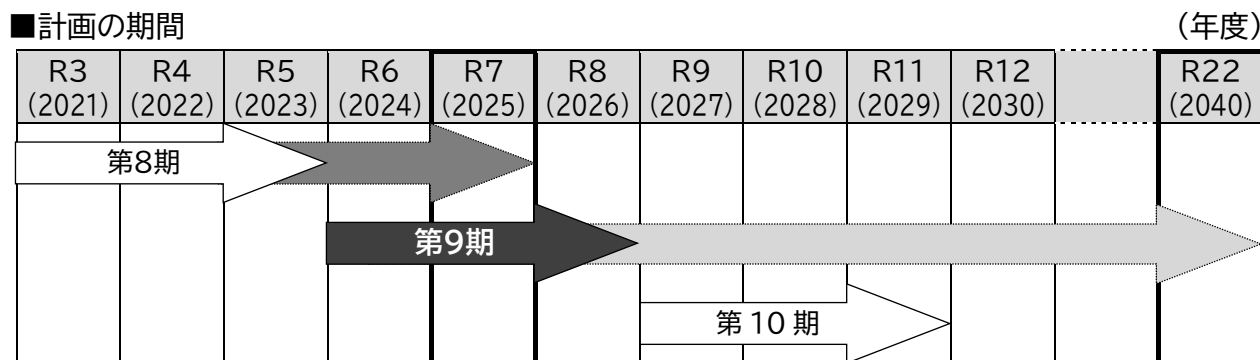
さらに、広島県の「ひろしま高齢者プラン」、「広島県保健医療計画」等との整合性を図りました。

### ■関連計画との関係図



### 3 計画の期間

本計画の期間は令和6年度から令和8年度の3か年を計画期間とします。また、中長期的な視点として、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7年、介護サービス需要が増加・多様化するとともに、現役世代の減少が顕著になる令和22年を見据えて計画を定めます。



### 4 第9期計画の方向性（国の基本的な考え方）

#### (1)介護サービス基盤の計画的な整備

- ◆令和3～5年度の介護給付等の実績を踏まえ、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等に基づき、介護サービス基盤の計画的な確保が必要。
  - ◆医療・介護双方のニーズを有する高齢者のサービス需要や在宅医療の整備状況を踏まえ、医療・介護の連携を強化し、医療及び介護の効率的かつ効果的な提供を図ることが重要。
  - ◆各市町村では、地域における中長期的なサービス需要の傾向を把握し、その上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案して第9期計画を作成することが重要。
  - ◆居宅要介護者の在宅生活を支えるため地域密着型サービス等の更なる充実が必要。
  - ◆居宅要介護者のニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービスを組み合わせた新たな複合型サービスの創設を踏まえた整備の検討が必要。
- ⇒人口推計や実績に基づくサービス量の見込みを踏まえ、計画的なサービス確保を図るとともに、在宅サービスの充実や在宅医療の充実に向けた医療介護連携の促進が必要。

#### (2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ◆地域共生社会の実現に向けた取組として、地域包括支援センターの体制や環境の整備を図ることに加え、障がい者福祉や児童福祉などの他分野との連携を促進していくことが重要。
- ◆認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要。
- ◆地域包括ケアシステムを深化・推進するため、医療・介護分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、デジタル基盤を活用した情報の共有・活用等の推進が重要。

- ◆介護給付適正化や効果的・効率的な事業実施に向けた保険者機能の強化が必要。
- ⇒地域共生の観点から、関連分野との連携も含め、地域における共生・支援・予防の取組の充実、デジタル基盤を活用した効果的・効率的な事業の推進が求められています。

### (3)地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

- ◆介護サービス需要の高まりの一方で生産年齢人口は急速な減少が見込まれており、介護人材の確保が一段と厳しくなることが想定される。
  - ◆介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの取組を総合的に実施することが必要。
  - ◆ICTの導入や適切な支援につなぐワンストップ型窓口の設置など、生産性向上に資する取組を都道府県と連携して推進することが重要。
- ⇒介護人材の確保に向けた取組を県等と連携して推進していくことが求められています。

## 5 計画の策定体制

### (1)各種調査の実施

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方の検討にあたって、町民や事業所等に対して各種アンケート調査を実施し、本町の課題や住民のニーズを把握しました。

### (2)北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会による議論

本計画は、広く関係者の意見を求めるとともに、住民の意見を十分に反映するという観点から、学識経験者、保健、医療又は福祉の各分野における代表、介護保険の被保険者代表、住民代表から構成される「北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において議論・検討し、これらを踏まえた計画とします。

### (3)パブリックコメントの実施

地域住民の参加は今後ますます重要となっていくことから、広く町民の意見を聴取し、計画に反映するよう、パブリックコメントを実施しました。